

第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）
政策等の案の公表の日	令和元年12月13日（金）
意見提出期間	令和元年12月13日（金）から令和2年1月14日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

(1) 第4章 施策の展開に位置付けている「プレイパーク事業」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	プレイパークが新しく入っていますが、今現在は市民団体の善意のもとに成り立っているものと思われていますが、公共のものとして定期開催していくという解釈でよろしいでしょうか。	D	プレイパーク事業は、既に市民団体（pp@seisho）と市との協働事業として定期開催しており、今後も同様に実施していく予定です。

(2) 「放課後子ども教室」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	趣旨文冒頭に「放課後等にすべての児童を対象として学習や体験などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしました。」とありますが、本来国の指針が求めている放課後子ども教室は、留守家庭の子どもたちにも対応できるように長時間の支援を必要としますが、現在小田原市の放課後子ども教室は「すべての児童」を対象としているとは言えません。 学年で利用者を分ける学校もあり、頻度もバラバラです。	C	放課後子ども教室については、実施回数や時間、対象学年を拡大し、希望する全ての児童が参加できる体制を作ることが重要と考えていますが、国の指針では、放課後子ども教室について、必ずしも長時間の開設を求めているものではありません。 本市の放課後子ども教室は、実施回数や時間、対象学年を、時間割の編成や実施場所の確保等、それぞれの学校の事情に合わせて決めているため、学校によって異なります。実施回数等の拡大に向け調整を行っていますが、参加人数に見合う実施場所の確保、下校時の安全確保、教室スタッフの確保等、課題があり、これらの解決を図りながら対応してまいります。

<p>今後どの期間にどのような方向にもっていくのか、きちんとした指針を立ててください。</p>	
---	--

(3) 「不登校の子どもたちの居場所」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>児童館のない我が市では、不登校の子どもたちの居場所がありません。親御さんは仕事を辞めざるを得ないケースもあります。その子たちの居場所をどのように考えていますでしょうか。</p>	D	<p>教育委員会では、不登校の児童生徒に対し相談指導学級（城山教室、マロニエ教室）において様々な支援を行っており、そうした子どもたちにとって居場所の役割を果たしています。</p> <p>なお、本市では地域の大人たちの見守りによる居場所づくりを進めております。月1回程度の開催ではありますが、公民館など学校以外の施設を利用したり、体験事業やこども食堂など様々な活動を行っており、不登校の子どもたちにとっても居場所の一つになり得るものと考えております。</p>

(4) 「未就学児世帯の就労状況と就労希望」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>未就学児世帯の就労状況と就労希望の部分ですが、働きに出たいけれど保育が不足している、自分の働き方にマッチした保育園が見当たらない（駅前に保育園がないため、電車通勤に不利等）の要因も考えられるため、より深く原因追及をしたほうが良いかと思</p>	C	<p>今回必要な保育の量を見込むにあたり子育て世帯にニーズ調査を行い、今後就労を希望する方のニーズも踏まえ、その量を設定しています。</p> <p>個別ニーズの全てを満たすことは困難であると考えておりますが、窓口での情報収集はもちろん、保育コンシェルジュの活用等により各世帯のニーズを適切に把握し、必要な対応を行って参</p>

ます。	ります。
-----	------

(5) 「子育て支援センターの利用」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>子育て支援センターを利用していないと回答している人がもっとも多いのに、「一定のニーズを満たしている」と感じるのはどの点なのかお聞きしたいです。なぜ2歳児未満の利用が多いかですが、2歳児以上になると手狭に感じます。さらに長子が小学生になれば、兄弟で入ることができる施設ではないため、自然と利用は減っていきます。潜在的ニーズの人たちをどのように引き出していくのか、具体的な案をお願いします。</p>	D	<p>「一定のニーズを満たしている」と記述していることについて、計画(素案)P28の「今後の子育て支援センター・地域子育てひろばの利用希望」に関する質問への回答として、「利用していないが今後利用したい」と回答した人が20.3%、「すでに利用しているが、今後の利用日数を増やしたい」と回答した人が16.8%おり、合計すると36.8%となることから、一定の利用ニーズが見込まれるとしているものです。</p> <p>2歳児以上を持つ人の利用が少ない理由につきましては、子育て支援センターは、子育て家庭に対する育児支援や育児に係る負担感の軽減を図るため、育児相談や子育てに関する情報の収集及び提供、イベントの開催等を行うことを目的としているため、全国的に0歳～2歳児の利用が一番多くなっており、また、本市で実施した調査において、早期の復職を希望する母親が多いことや幼稚園や保育園の3歳以上の利用が多いことなども、2歳児未満の子育て支援センターの利用が2歳児以上より多い理由として考えております。</p>

4 提出意見と関係なく変更した点

第4章施策の展開の基本施策1～7に位置付けている個別事業の記載内容を下記のとおり修正しました。

	修正内容
1	第4章 施策の展開の基本施策1 (1) 地域における子育て支援サービスの充実に係る事業について、「(仮称)おだわら子ども教育支援センター運営事業」の名称を「おだわら子ども若者教育支援センター」に修正し、これに併せ、基本施策7に係る説明文及び(3)障がい児施策の充実に係る事業に再掲として位置付けている「(仮称)おだわら子ども教育支援センター運営事業」についても「おだわら子ども若者教育支援センター」に修正します。
2	第4章 施策の展開の基本施策1 (2) 幼児期の教育・保育サービスの充実に係る事業として、新たに「就学前教育・保育充実事業」を追記します。
3	第4章 施策の展開の基本施策1 (4) 子育て支援のネットワークづくりに係る記述について、「子育て家庭に対し、きめ細かな子育てサービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するなど、サービスの質の向上を図るとともに、多様かつ切れ目のない支援を行うため、子育て支援サービス等のネットワークの形成を進め、子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう情報提供に努めます。」とします。
4	第4章 施策の展開の基本施策1 (4) 子育て支援のネットワークづくりに係る事業について、「ママパパ子育て知恵袋メール配信事業」を削除します。
5	P43 (4) 子育て支援のネットワークづくりに係る事業として、新たに「電子母子手帳アプリ(おだわらっこ手帳)」を追記します。
6	第4章 施策の展開の基本施策2 (3)食育の推進に係る事業について、食育実践活動事業に関する記述を「地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトに食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。」とします。
7	第4章 施策の展開の基本施策2 (4)小児医療の充実に係る事業について、

	「休日・夜間診療事業」の名称を「休日・夜間急患診療所助成事業」とします。
8	第4章 施策の展開の基本施策3(1)次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備に係る事業について、学校等のアウトリーチ事業に関する記述を「次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を拡げる。」とします。
9	第4章 施策の展開の基本施策3(2)家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進に係る事業について、家庭教育学級事業に関する記述を「PTA等で実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育に関する講座等を行う。」とします。
10	第4章 施策の展開の基本施策3(2)家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進に係る事業について、環境学習事業に関する記述を「水源林の保全・再生活動(間伐体験など)を始め、地球温暖化、ごみの現状と取組、自然環境保全やエネルギー問題など、様々なフィールドを活用した総合的な環境学習の取組を進める。」とし、これに伴い担当課も修正します。
11	第4章 施策の展開の基本施策5(1)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直しに係る事業について、女性の就業支援講座の名称を「女性活躍推進事業」とし、これに伴い事業内容を「女性の就業生活における活躍を推進するため、就業等支援講座の開催や情報の提供を行う。」とします。
12	第4章 施策の展開の基本施策5(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備に係る事業について、魚ブランド化促進事業に関する記述を「子育て世代を対象に、旬の地魚を使った料理教室を開催し、簡単な魚料理を学ぶ機会を提供することで、魚食普及を進める。」とします。
13	第4章 施策の展開の基本施策6(2)被害にあった子どもの保護の推進に係る事業として、新たに「女性相談事業」を追記します。

14	第4章 施策の展開の基本施策7(3) 障がい児施策の充実に係る事業について、障がい児医療的ケア支援事業に関する記述を「医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。」とします。
15	第4章 施策の展開の基本施策7(3) 障がい児施策の充実に係る事業について、障がい児ケア付き通学支援事業に関する記述を「医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。」とします。